

震災復興情報

「災害復興住宅融資」相談会(参加費無料)要予約

住宅金融支援機構(旧「住宅金融公庫」)では、震災により被害を受けられた方が、住宅の再建・補修するための融資(建設・購入の場合)は当初5年間の金利0%について、相談会を行っています。

なお、相談会への参加を希望する場合は、予約してください。

とき 8月7日(火)・14日(火)・21日(火)・28日(火)
午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前
参加費 無料

申・問 住宅金融支援機構
東北支店

☎022-227-5035
午前9時～午後5時
(土日・祝日を除く)

石巻市「まちなか実験室」受託団体・企業等募集

子どもたちに科学実験や自然観察、模擬発明、工作等の活動を通して科学の不思議さやおもしろさに感動し学ぶ楽しさを実感できる講座を開設してもらえらる各種団体・企業の皆さんを募集します。

詳しい内容は、市のホームページをご覧ください。
資格要件
・市内に事務所を有し科学実験等に関する講座開設ができる非営利団体・企業等
・規約等を持ち、総会や理事会等で団体の意思決定ができる、財産管理の方法が明確であること
応募期間
8月1日(水)～17日(金)
申・問 生涯学習課
(内線5053)

地域のコミュニティづくりを支援します

震災の影響で減少している地域住民によるイベント等の開催や仮設住宅団地内におけるコミュニティづくりを推進するため、町内会や仮設住宅団地の自治会など比較的小さなエリアで、住民主体によるコミュニケーションづくりを推進するために開催する交流イベント等に活用できる、「コミュニティづくり支援補助金」の対象事業(講演会、清掃作業、植栽事業、お祭り等)を募集しています。

補助金額 一団体・年一回5万円を限度として補助
対象団体 市内に設立されている町内会や仮設住宅団地の自治会組織等の住民自治組織
期間・締切 随時募集。ただし、年度内に事業が完了すること。
申請方法 担当課備え付けの交付申請書類に必要事項を記入の上、直接持参願います。

申・問 市民協働推進課(内線4237・4238)
各総合支所地域振興課・各支所

地域集会所の新築・修繕に関するお知らせ

東日本大震災により、被害を受けた集会所については、り災証明書「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」と判定された集会所を対象に建築・修繕費用の補助申請を受け付けています。

- ①「全壊」「大規模半壊」に対する補助 り災程度が全壊または大規模半壊の場合は、延床面積を165平方メートル以内とし、その建築費用を補助します。
※建築単価は、「集会所建設費補助金交付要綱運用基準」により定めてあります。
- ②「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」に対する補助 り災程度が大規模半壊、半壊および一部損壊の場合は、改装・修繕費用の限度額200万円を補助します。
また、建物の付帯設備等(畳、建具、エアコン等)の修繕についても限度額100万円を補助します。詳しくは、添付資料をご用意の上、ご相談ください。

【添付書類】 ・り災証明書 ・工事見積書
・工事設計書および図面(位置図・平面図・立面図)
・集会所の被害状況が分かる写真・旧集会所の図面(新築する場合必要)

申・問 市民協働推進課市民活動推進グループ(内線4234・4235)

災害公営住宅の整備にかかる必要な組織の見直しについて

7月1日付けで震災復興部において、業務の円滑な推進と一体的な管理を行うため、組織の見直しを行いました。

事業内容	旧担当課	新担当課	
		復興住宅課	新設
災害公営住宅の建設に関する事務	基盤整備課	復興住宅課	新設
災害公営住宅の入居に関する事務	土地利用住宅課	土地利用課	名称改称
災害公営住宅の用地買収に関する事務			

問 人事課(内線4063)

仮設住宅入居者の皆さんへ

○駐車禁止区域への駐車はやめましょう。緊急車両等が通行できなくなりま
○仮設住宅を退去した場合は、または不要となった
申・問 仮設住宅コールセンター
☎92-15901
被災市民生活支援課
(内線4766)

場合は、速やかに手続きを行い、鍵を返却してください。入居を待っている方々がいます。



第89回 石巻川開き祭り

鎮魂と復興への思いを込め、市内中心部をメイン会場に開催します。

- ・7月31日(火) 慰霊祭・流燈
- ・8月1日(水) パレード・花火大会

問 石巻川開祭実行委員会
(商工会議所内)
☎22-0145

空き地をお持ちの皆さんへ 空き地情報バンクに登録のお願い

市では、復興にかかる公共事業を推進するため、「公共事業空き地情報バンク」を設置しました。

この制度は、利用されていない土地をお持ちで、売却を考えている方から情報を提供してもらい、今後公共事業を行う際の候補用地として登録するものです。情報をお待ちしています。

空き地の登録要件	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ①旧石巻市の市街化区域内にあること ②被災市街地復興推進地域外にあること ③都市計画道路等の予定地でないこと ④敷地面積がおおむね150㎡以上あり、幅員4m以上の公道に2m以上接していること ⑤更地または土地所有者により更地にできること ⑥支障となる地下埋設物等がないこと ⑦抵当権等が登記されている場合、解除できることが明らかなこと 	<ul style="list-style-type: none"> ①登録情報は、公共事業に限り活用し、公開はしません。 ②土地所有者の不動産取引等の自由を制限するものではありません。 ③市が売買契約することを保障するものではありません。 ④市が、公共事業用地として必要なときは、土地所有者の方に、改めて売却の意向を確認します。 ⑤買取する価格は、市の不動産鑑定評価額とします。 ⑥境界確定測量による実測面積が確定してから、交渉し売買契約とします。 ⑦土地所有者の方の故意または過失により、市が損害等を受けたときは、賠償等を請求する場合があります。 ⑧公共事業用地となる売買契約には、譲渡所得の2,000万円控除の特例措置があります。
申込方法	
<ul style="list-style-type: none"> ①所定の申込用紙に必要事項を記入の上、直接持参もしくは郵送でお願いします。 ②申込用紙は、市役所5階土地利用課で配布しています。また、ホームページからもダウンロードできます。 	

申し込み 6月15日(金)より継続受付中

問 土地利用課(内線5533～5535) ☎986-8501【住所不要】